自治会集会所補助金申請手順について

1. 実施計画書の提出

修繕・建設ともに計画案がある場合は「実施計画書」を提出してください。 この際、施設の位置図、見積書、修繕箇所の現況写真を添付資料として提出してください。

2. 内定通知書の受領

実施計画書の承認後、村から自治会長宛てに「内定通知書」が送付されます。 ここに内示されている金額は、見積書の税抜総額の3分の1かつ400万円以内となります。 また、千円未満は切捨てとなります。

3. 交付申請書の提出

内定通知書を受理後に「交付申請書」を提出してください。

この際、施設の位置図、見積書、修繕箇所の現況写真を添付資料として提出してください。

※現況写真と見積書は、実施計画時に提出したものでなく、現況写真は現時点のもの、見積書は、 再見積りしたものを提出してください。この際、補助金を納入するために自治会の口座が必要に なりますので、口座を明記したものを併せて提出してください。

※申請書は当該年度の会長名で提出してください。

4. 交付決定通知書の受領、工事開始

交付申請書の承認後、村から自治会長宛てに「交付決定通知書」が送付されます。 「交付決定通知書」を受領後、工事を開始してください。

5. 実績報告書の提出

工事完了後、「実績報告書」を提出してください。

この際、完成後の写真、請求書、領収書(コピー可)を添付資料として提出してください。

6. 事業実績検査、補助金額の確定通知書の受領

実績報告書を提出後、村で事業実績の現地調査を行います。

検査完了後、村から自治会長宛てに「確定通知書」が送付されます。

7. 交付請求書の提出

確定通知書を受理後に「交付請求書」を提出してください。

8. 補助金の交付

交付請求書の承認後、村から自治会口座に補助金が交付されます。

自治会集会所補助金申請フローチャート

